

介護保険料が変わります

65歳以上の介護保険料は、市町村ごとの介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直しを行っています。これまで、12段階の区分で保険料をいただいていたが、国の制度改正により、13段階に変更されることとなりました。第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険料基準額は月額6,200円となりました。この基準額は第8期と同額です。

第8期（令和3年度～令和5年度）

段階	月額保険料（年額保険料） （保険料率）
第1段階	1,860円（22,320円） （基準額×0.30）
第2段階	2,976円（35,712円） （基準額×0.48）
第3段階	4,340円（52,080円） （基準額×0.70）
第4段階	5,580円（66,960円） （基準額×0.90）
第5段階	6,200円（74,400円） （標準額）
第6段階	7,750円（93,000円） （基準額×1.25）
第7段階	8,060円（96,720円） （基準額×1.30）
第8段階	8,370円（100,440円） （基準額×1.35）
第9段階	9,300円（111,600円） （基準額×1.50）
第10段階	9,610円（115,320円） （基準額×1.55）
第11段階	9,920円（119,040円） （基準額×1.60）
第12段階	10,540円（126,480円） （標準額×1.70）



《改正後》第9期（令和6年度～令和8年度）

段階	月額保険料 （保険料率）	年額保険料	対象者
第1段階	1,767円 （基準額×0.285）	21,204円	生活保護受給者または高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税
第2段階	2,883円 （基準額×0.465）	34,596円	世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下
第3段階	4,247円 （基準額×0.685）	50,964円	世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入が120万円以下
第4段階	5,580円 （標準額×0.90）	66,960円	本人が市町村民税非課税で課税年金等収入+合計所得金額が80万円以下
第5段階	6,200円 （標準額）	74,400円	本人が市町村民税非課税（上記以外）で合計所得金額+課税年金収入が80万円超
第6段階	7,750円 （標準額×1.25）	93,000円	本人が市町村民税課税で合計所得金額が120万円未満
第7段階	8,060円 （標準額×1.30）	96,720円	本人が市町村民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満
第8段階	9,300円 （標準額×1.50）	111,600円	本人が市町村民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満
第9段階	10,540円 （標準額×1.70）	126,480円	本人が市町村民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満
第10段階	11,780円 （標準額×1.90）	141,360円	本人が市町村民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満
第11段階	13,020円 （標準額×2.10）	156,240円	本人が市町村民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満
第12段階	14,260円 （標準額×2.30）	171,120円	本人が市町村民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満
第13段階	14,880円 （標準額×2.40）	178,560円	本人が市町村民税課税で合計所得金額が720万円以上

第1段階～第3段階は、低所得者保険料軽減事業による軽減後の保険料を掲載しています。

◆介護サービス費用

第8期実績（予定） 110億円

要介護認定者数が推計値を下回り、介護サービス利用者が伸びなかったことなどにより、計画値を下回り歳出を抑制することができました。

第9期見込み 112億2,282万円

85歳以上の高齢者の増加に伴い、介護サービス利用の増加が見込まれるほか、介護報酬のプラス改定などの影響により、介護サービス費用の増加が見込まれています。

■問い合わせ先：困保健課 地域介護グループ TEL 474-1111

◆基準額の算出

$$\text{市で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の負担分(23\%)}$$

市内に住む65歳以上の人数

第9期介護保険料基準額

月額6,200円

令和6年度市税等納期限一覽

納期限までの納付をお願いします

	固定資産税	市県民税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	納期限	口座振替日
4月				第1期	第1期	第1期	4月30日(火)	4月25日(木)
5月	第1期		全期				5月31日(金)	5月27日(月)
6月		第1期		第2期	第2期	第2期	7月1日(月)	6月25日(火)
7月	第2期			第3期	第3期	第3期	7月31日(水)	7月25日(木)
8月		第2期		第4期	第4期	第4期	9月2日(月)	8月26日(月)
9月	第3期			第5期	第5期	第5期	9月30日(月)	9月25日(水)
10月		第3期		第6期	第6期	第6期	10月31日(木)	10月25日(金)
11月	第4期			第7期	第7期	第7期	12月2日(月)	11月25日(月)
12月		第4期		第8期	第8期	第8期	12月25日(水)	12月25日(水)
1月				第9期	第9期	第9期	1月31日(金)	1月27日(月)
2月				第10期	第10期	第10期	2月28日(金)	2月25日(火)
3月	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の随期がある場合があります。						3月31日(月)	3月25日(火)

◆金融期間・コンビニエンスストアでの納付

利用できる金融機関・コンビニエンスストアについては、納付書裏面をご覧ください。

金額が30万円を超えているものや納付書の使用期限が過ぎているもの、金額を訂正しているものは、コンビニエンスストアでは使用することはできません。

◆スマートフォン決済アプリを利用した納付方法

【スマートフォン決済アプリ】



納付書に印字されているバーコードをアプリに搭載されているバーコードリーダーで読み取り、チャージされた残高から納付することができます。

ダウンロードや操作方法などは、各アプリの公式サイトをご覧ください。

◆eL-QRを利用した納付方法

納付書表面にeL-QRが印字されているので、「地方税お支払いサイト」からeL-QRを読み取ることでキャッシュレスにより納付することができます。

対象税目：市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

◆スマートフォン決済アプリやeL-QRを利用して納付した場合の注意事項

スマートフォン決済アプリやeL-QRを利用して納付した場合、領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関などで納付してください。

納付後、市が納付を確認できるまでに一定期間を要します。そのため、すぐに納税証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストア、市役所窓口で納付し、領収証書を市役所窓口課へご提示ください。

金額が30万円を超えているものや納付書の使用期限が過ぎているものは、スマートフォン決済アプリをご利用することはできません。

■問合せ先：困保健課 納税グループ

TEL 474-1111